

戸籍等交付申請書

黄色

(提出先) 足立区長

1 どの戸籍について証明が必要ですか

令和 年 月 日

本籍	足立区以外の方は都道府県名から、外国籍の方は国籍を記入してください
----	-----------------------------------

筆頭者氏名 (戸籍のはじめに書いてある方) 筆頭者が亡くなられても変わりません	フリガナ 明・大・昭・平・令 年 月 日生
---	-----------------------------

2 何が必要ですか

1 全部事項証明書(戸籍謄本) () 通	改製原備考欄
2 除籍・改製原謄本、除籍全部事項 () 通	平成 昭和 大正
3~8は、本籍が足立区の方に限ります	
3個人事項証明書(戸籍抄本) () 通	どなたの証明が必要ですか フリガナ □筆頭者に同じ
4除籍・改製原抄本、除籍個人事項 () 通	氏名
5身分証明書 () 通	明・大・昭・平・令/西暦 年 月 日生
6独身証明書・婚姻要件具備証明書 () 通	フリガナ □窓口に来た方に同じ
7不在籍証明書 () 通	氏名
8戸籍の附票(現在/除・改) □全部(全員分) □一部(個人分) () 通	明・大・昭・平・令/西暦 年 月 日生
※本籍・筆頭者を記載する場合はチェック→□(現在/除・改)	9、10を申請する方・最近届出をされた方は下欄を記入してください
9 受理証明書(出産一時金記載事項証明用) () 通	(出生・婚姻・死亡・離婚・) 届
10 届書等情報内容証明書 届書記載事項証明書 () 通	届出日(昭・平・令 年 月 日) 届出をした市区町村()
※届書に添付した書類も必要な場合はチェック→□	
11 その他() () 通	

3 窓口に来た方はどなたですか

住所			
氏名	フリガナ	日中連絡のつく電話番号	
必要な戸籍と 窓口に来た方との 関係	生年月日 大・昭・平・令/西暦 年 月 日 (1) 本人・必要な戸籍に記載されている方(9の場合は届出人) (2) 上記(1)の()の夫・妻・子・孫・父母・祖父母 (3) その他(具体的に)		
(3)に記入した方、必要な証明書欄[10]を請求した方は、 <u>請求理由を具体的に記入してください</u>			
使用目的<権利義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の確認を必要とする理由など>			
提出先<例: ○○銀行、○○地方裁判所など具体的に> ()			

	確認資料(広域交付は1点のみ)	所属長	係員	受付	発行	照合	交付
1点	□運 □パ □在 □特 □障 □個別 □他()	決 裁		:	:	:	:
2イ	□保険 □年金 □住基A □他()						
点	□学生 □身分 □資格 □他()						
その他	□カード □通 □診 □済バ - □生 □郵 □公共 □他()						
聴聞	□E □Z □K □KB □T □他()						
権限書類	□委任状 □戸籍 □登記事項 □資格証明 □他()						

レジスター

注意事項
 ※偽りその他不正の手段により交付を受けた時は、三〇万円以下の罰金に処せられます。
 ※代理人が請求するときは、委任状等権限確認資料を添付してください。
 ※交付申請書には、請求者の記名が必要です。

※相続手続き等で戸籍を申請される方へ

窓口に 証明の 種類	本人	本人と同じ 戸籍に入っ ている方	戸籍に入っている方 の配偶者、直系の尊 属もしくは直系卑属	その他の方
戸籍謄本・除籍・ 附票・全部・個人・ 一部事項証明書	不要	不要	不要	必要です
身分証明書 受理証明書	不要	必要です	必要です	必要です

※結婚情報サービス提出用の証明書は、委任状を認めません。（本人のみ申請できます。）

※本籍が足立区以外の戸籍・改製原戸籍・除籍謄本、全部事項証明書は委任状を認めません。

※疎明資料により相続人であることが明らかな場合等、正当な理由が認められる場合は、委任状が不要なことがあります。

【委任状の要件(足立区の場合)】

- ①委任する方の住所・氏名・生年月日・押印（スタンプ印不可）、受任する方の住所・氏名、及び
- ②必要な証明の種別・通数の指定があり、委任年月日 を記入したもの。

《注》委任状は、必ず委任する本人がすべて記入してください。

(足立区では、パソコンで作成された委任状は認められません。)

⇒詳しくは、戸籍証明係（03-3880-5722）までお問い合わせください。

～ 証明書の説明 ～

全部事項証明・個人事項証明とは、コンピューター化された戸籍謄本・戸籍抄本のことをいいます。足立区は、平成8年5月3日に戸籍のコンピューター化を行いました。それ以前に除籍になった方は、全部事項証明・個人事項証明には記載されないため、改製原戸籍をとる必要があります。

一部事項証明書とは、戸籍の記載事項のうち、証明を希望する一部の事項のみを証明したものです。

改製原戸籍とは、戸籍をつくりかえる以前の戸籍です。戸籍のコンピューター化前の改製原戸籍を平成改製原戸籍といいます。戸籍は、平成8年(足立区の場合)、昭和30年代など、数回つくりかえています。

除籍全部事項（謄本）・除籍個人事項（抄本）とは、戸籍に在籍していた方全員が除籍になつた戸籍のことです。（戸籍に入っている方が1人でもいる場合は、除籍ではありません。）

戸籍の附票とは、戸籍に在籍している方の住所の履歴がわかる証明です。

受理証明書とは、戸籍の届出が受理されたことを証明するものです。足立区で戸籍の届出をされた方（届出人欄に署名された方）にのみ交付できます。請求の際には、必ず届出年月日を確認して来てください。※届出人の申請以外は委任状が必要です。

届書等情報内容証明書・届書記載事項証明書とは、戸籍の届書の記載内容を証明するもので、戸籍の届書等の書類を画像情報として処理したものに区長の印を押印して交付します。利害関係人の方（財産上の利害関係人は除く）が法令等で定められた特別な請求理由がある場合のみ請求できます。請求の際には「使用目的」と「提出先」を具体的に明示してください。
※利害関係人以外の請求の際は委任状が必要です。

必ず、
必要な戸籍が複数にわたる場合があります。
お使いによる戸籍の範囲を提出先に確認したうえで申請してください。